

第46号議案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正)

第2条 災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例(昭和33年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市手数料条例の一部改正)

第3条 蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市保育の実施に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市保育の実施に関する条例(昭和62年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国帰国者支援法」という。)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改める。

別表第2備考3中「中国帰国者支援法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第5条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第6条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第7条 蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 蒲郡市斎場の設置及び管理に関する条例(昭和54年蒲郡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年蒲郡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。